

児童生徒・地域・保護者から信頼される教職員を目指して

南会津コンプライアンス2020



稜線から昇る朝日と伊南川（只見町山里橋にて）

令和2年3月

南会津小中学校長協議会
南会津町教育委員会
下郷町教育委員会
檜枝岐村教育委員会
只見町教育委員会
福島県教育庁南会津教育事務所

本資料活用にあたって

「コンプライアンス」は、一般的に「法令遵守」と訳されますが、教職員はその職務から社会的に与える影響が大きく、法令だけでなく社会的規範の遵守がより一層強く求められます。だからこそ、南会津域内の現状や学校、教職員の実態や課題を踏まえ、自校ではどのように取り組んでいくべきかを全教職員で協議し、共通理解のもとに進めていくことが極めて重要です。

本県では、東日本大震災の発生や豪雨災害の経験から、保護者や地域住民は、未来を担う子供たちの教育に、今まで以上に関心や期待を向けるようになりました。学校には、そうした期待に応え、保護者や地域住民からの信頼を得るためにも、開かれた学校経営や不祥事防止に努め、説明責任を果たすなどの十分な対応を行うことが求められています。しかし、県内では今なお、教職員の不祥事が発生し、なおかつ重大かつ悪質な非違行為が発生しているのも事実です。



南会津では、少子高齢化の進行により、児童生徒数が減少し、学校数や学級数、教職員数も年々少なくなっています。児童生徒の人間関係が固定化しやすく、不登校やいじめ問題の生徒指導上の課題が考えられます。また、先輩教師の貴重な経験や指導方法が、若い教師や講師へ伝達される機会が失われたり、研修する機会が減ったりして、教職員の指導力向上においても課題があります。本域内でもかつて不祥事が発生するなどして、それまでの努力や構築してきた信頼関係を一度に喪失してしまうことがありました。その経験から、域内校長協議会、各教育委員会の多大なるご協力により、教職員が自ら襟を正し、地域から信頼され、より質の高い教育活動を推進するために、「**南会津コンプライアンス**」を作成し、毎年各学校等でご活用いただいている次第です。

令和2年度をスタートさせるに当たり、校内の服務倫理委員会や職員会議、地教委主催の研修会等でこの「**南会津コンプライアンス 2020**」を活用していただき、教職員一人一人に高い倫理観と自立心を築くとともに、不祥事防止に役立つことができれば幸いです。

令和2年3月

福島県教育庁南会津教育事務所長

目 次

1	教育活動に対する基本的姿勢	1
2	人権尊重（いじめ等対策も含む）	3
3	体罰の禁止	8
4	わいせつ・セクハラの禁止	13
5	パワハラ of 禁止	19
6	学校における説明責任・危機管理意識	20
7	適正な会計事務処理	21
8	利害関係者との関係	24
9	飲酒運転の防止・交通法規等の遵守	25
10	事故・苦情等への対応	30
11	個人情報の保護	32
12	情報セキュリティ対策	35
13	管理職編	37
14	児童生徒にかかわる事故対応チェックリスト	41
15	教員免許更新制について	42
16	参考資料	43

①少人数による研究協議（ロールプレイ）の実施について

②教職員の不祥事防止について ③合理的配慮について

④長時間勤務の改善について ⑤南会津域内危険箇所マップについて

コンプライアンス (compliance) とは、アメリカで 1960 年代に企業による法令違反が発生した際に用いられた法令関係の用語であり一般的に「法令遵守」と訳され、法令や各種規則などのルールにしたがって公正・公平に業務を遂行すること、さらには社会的規範などを守ることなどを意味します。

私たち教職員が地域住民の期待や信頼に応えるためには、子供や住民の視点に立ち、どうしたら教育の質を高めることができるかを考えながら公平、公正に業務を遂行していくことが大切です。

そのためには、法令に沿って的確に業務を遂行し、法令により禁じられていることは決して行わないという姿勢はもちろん必要なことですが、住民等の信頼を損なわず、また信頼を得るためにはそれだけでは不十分です。

つまり、私たち教職員にとってのコンプライアンスとは、法令遵守はもちろん、法令により禁止はされていないが、「それを行ったら住民等の信頼を損なうと考えられる行為」は行わない、法令に直接規定されていないが、「それを行えば住民等のためになる行為」を行うことと捉えることができます。